

第 5 回名立区地域協議会 次第

日時：令和 8 年 8 月 26 日（水） 午後 6 時 30 分から
場所：名立区総合事務所 第 2 会議室

1 開 会

2 報告事項

- (1)「市民の消火栓使用」における各区地域協議会への報告について（公開）…資料 No. 1

3 協議事項

- (1) 上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について（公開） …資料 No. 2

4 自主的な審議

- (1)名立の魅力発信と持続可能な集落・地区の促進について（公開） …資料 No. 3

5 その他事項

次回開催日 令和 8 年 9 月 29 日（火）（案）
令和 8 年 10 月 29 日（木）（案）
令和 8 年 11 月 17 日（火）（案）

5 閉 会

市民の消火栓使用について（お知らせ）

上越市防災危機管理部危機管理課

市では、消火活動には、日頃からの訓練の積み重ねに加え、消防資機材の適切な維持管理が不可欠であり、これらが十分に整わない状況では、重大な人身事故等につながるおそれがあるため、これまで市民による消火栓を使用した消火活動は適当でないとしてきました。

一方で、市民の皆様の「自らの地域は自らの手で守りたい」との強い思いに報いるために、市民の消火栓使用についての今後の方針を下記のとおりとするとともに、安全対策に向けた留意事項等及び使用までの流れを整理しましたので、お知らせします。

【今後の方針】

市民の消火栓使用について、安全対策などを講じた上で、
「使用できる」こととします。

1 安全対策に向けた留意事項等

別紙1をご覧ください。

2 消火栓使用（訓練）までの流れ（フローチャート）

別紙2をご覧ください。

3 その他

町内会には、8月5日（水）の「町内会長まちづくりの集い」において説明しました。

留意事項

【消火訓練】

- ・ 消火栓を使用した消火活動を安全かつ適切に行うため、町内会及び自主防災組織を実施主体とした消火訓練を年1回以上実施するものとする。
- ・ 消火訓練に当たっては、必要に応じて市、消防局（消防署）及び消防団からの助言を受けるものとする。

【消火活動】

- ・ 消火活動は、消火訓練を受けた者を含め、複数人で対応するものとする。
- ・ 消防局（消防署）又は消防団到着後は、消火活動等を一旦停止し、消防局（消防署）等の指揮・命令に従うものとする。

【消防資機材】

- ・ 消防資機材の調達及び管理は、町内会及び自主防災組織が自己の費用と責任において行うものとする。
- ・ 町内会及び自主防災組織は、消防資機材を適正に管理するとともに、点検を年1回以上実施するものとする。

訓練・点検等の内容の例示

【消火訓練の例】

- ・ 火災通報、避難誘導、交通誘導に関する訓練
- ・ 消火栓の操作に関する訓練
- ・ ホースの展張、結合及び離脱に関する訓練
- ・ 筒先（ノズル）の結合、離脱及び操作に関する訓練
- ・ 町内会及び自主防災組織内の連携・安全確保に関する訓練（放水始め・止めなどの声掛け、退避判断 ほか）

【消火栓を使用した消火活動の例】

- ・ 逃げ道が確保されているなど、安全に消火活動ができる状況で行う。
- ・ 消火栓を操作する人、ホースを展張、結合等する人、筒先（ノズル）を結合、操作等する人を決め、放水始め、放水止めなどの声掛けを行いながら、常に連携し行う。
- ・ 消火活動の際は、火災現場周辺の環境や交通状況等に注意を払いつつ、事故や二次災害に注意し行う。

【消防資機材の点検例】

- ・ ホースは使用できる状態か。
- ・ 筒先（ノズル）は正常に作動するか。損傷はないか。 など

災害補償及び共済制度

- ・ 火災現場において、民間の協力者が消防作業等に協力したことにより、死亡、負傷等した場合は、新潟県市町村総合事務組合が行う公務災害補償により補償される。
- ・ 町内会及び自主防災組織が地域内で実施する訓練（消火訓練・避難訓練・防災訓練）に対しても、公益財団法人日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済制度の対象になる。 ※対象となるためには「自主防災訓練等実施計画書」の提出が必要



市への相談

- ・市民が消火栓の使用を考えている場合、まずは危機管理課に相談
※消火栓を使用する場合、消火活動に必要な消防資機材の準備と定期的な訓練、複数人での対応が必要なことを伝える。

消防資機材の準備

- ・消火訓練に必要な消防資機材（消防ホース、筒先（ノズル）、ヘルメットなど）を、町内会及び自主防災組織で準備
※市では、消防資機材の調達及び管理に対する補助等を行わない。
消火訓練を実施する町内会及び自主防災組織が自己の費用と責任で準備を行う。

年1回以上、消防資機材の点検と消火訓練を実施

訓練計画の作成

- ・日時、場所、参加者を決める。
- ・必要に応じて、市や関係機関（消防団、消防署、ガス水道局、警察署など）等との調整を行う。

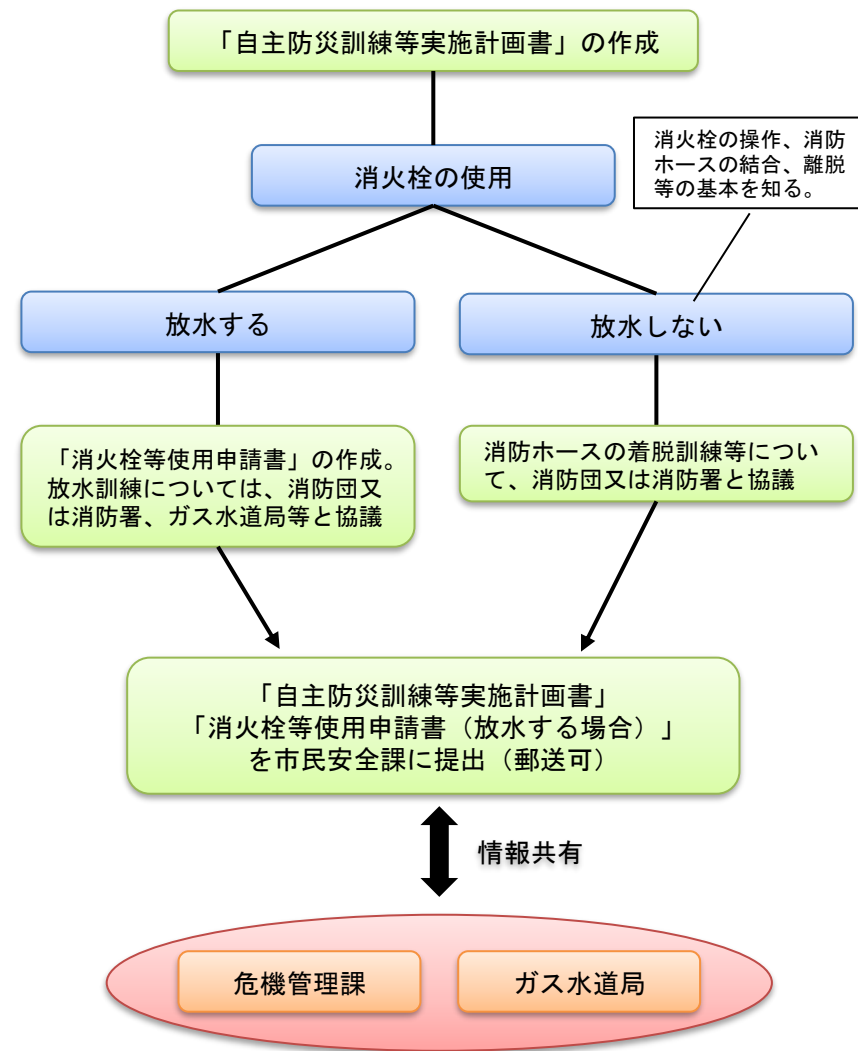
各種申請等

- ・「自主防災訓練等実施計画書」「消火栓等使用申請書（放水する場合）」を市民安全課に提出
- ・訓練に当たり道路を使用する場合、道路使用許可申請書を警察署に提出
※計画書及び各申請書は、訓練実施日の概ね2週間前までに提出

点検・訓練の実施

- ・訓練は、原則、消防団又は消防署が立会いの上、留意事項等を確認し、実施する。

■「自主防災訓練等実施計画書」の提出までの流れ



名立地区公民館の開館時間・休館日・使用料の変更に伴う意見交換会 結果報告

1.開催日時 令和8年8月20日(木) 1回目 13:30～ 2回目 18:30～

2.参加人数

1回目 利用団体:8名 町内会:4名 地域協議会:3名

2回目 利用団体:9名 町内会:1名 地域協議会:3名

3.意見等

○名立地区公民館について

①開館時間の変更について

- ・体育館を卓球で利用しているが、それぞれの家庭の事情で19時30分に集まっている。2時間使用するので21時30分までの開館してほしい。

②休館日の変更について

- ・当初コミプラを設置した意義を考えると、休館日を設定するに違和感がある。
- ・事務室はNPO法人で一部借りているが休館日でも使えるか。
- ・今回の休館日の設定については、もっと早い段階で地域に話をしてほしい。
- ・物価人件費の高騰という理由であれば反対するわけにはいかない。
- ・NPO法人で時間外受付を受託しているが、休館日分は業務が減ると考えてよい。
- ・水曜日を休館日とした具体的な根拠を教えてください。
- ・休館日となった場合、図書館やコミプラ部分も使えないのか。
- ・午後9時以降の利用者はどのくらい利用しているのか。
- ・「涼み処」「バス待合処」となっているが休館日は使えないのか。
- ・放課後の子ども達の居場所となっているが休館日は使えるようにできないか。
- ・直江津図書館、高田図書館も休館日は設定されている。休館日が設定されれば、それに合わせて利用者が利用するのではない。
- ・水曜日と金曜日は基本的に予約の入っていない日として使っていたが、水曜日が休館日になると、金曜日しか使えず、使い勝手が悪くなる。
- ・水曜日を休館にするとどの程度の経費節減になるのか。
- ・コミプラ・公民館は毎日開館してほしいので、休館日は設けなくてほしい。
- ・休館日でも事務室に職員がいる場合はトイレ等を利用させてもらいたい。
- ・毎月第3水曜日に利用している。10年以上続いているので、高齢の利用者にも習慣になっているので開館できないか。

- ・水曜日も 207 回利用している人がいるので、開館とすることはできないか。

③使用料金について

- ・利用料金の値上げをするのであれば、簡易な修繕は早急に対応してもらいたい。
- ・150 円の部屋を 30 分単位で使用すると端数が出る、結果的に細かい釣銭が必要になるのではないか。
- ・今回の変更の対象でないが、減免の基準についても実態とあっていない部分があると感じているので、今後見直しが必要だと思う。
- ・30 分単位の時間設定ができるのはありがたい。

〇ろばた館・円田荘について

①開館時間の変更について

意見なし

②休館日の変更について

- ・週 2 回の休館日とすることはどういう意味か。
- ・ろばた館は昨年、施設利用を促進のため改修したばかりなのに、週 2 回休館にすることは方向性として統一感がない。
- ・鍵管理のため、休館日を設けても経費の節減につながらないのではないか。

③使用料の変更について

意見なし

名立魅力発信会議 発会式について

1 日時

令和8年8月22日（土）午後4時から午後4時35分まで

2 場所

名立地区公民館 第1・2会議室

3 議題（すべて公開）

（1）開会

（2）あいさつ

（3）議事

ア 名立魅力発信会議（仮称）の設立確認（設立宣言の採択）

イ 名立魅力発信会議（仮称）の規約

ウ 役員の承認

エ 令和8年度事業計画・予算（案）

（4）報告

ア 運営委員

イ 事務局の指定

（5）閉会

4 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・ 名立魅力発信会議（仮称）準備会委員： 10人

・ 名立区地域協議会委員： 4人

・ 事務局：名立区総合事務所 4人

計18人

5 質疑応答

名立魅力発信会議（仮称）の規約について

質疑：会の名称が堅いと感じるが、この名称で確定なのか。

→回答：仮称であり変更の余地はある。第1回～5回までの会議で、「名立魅力発信協議会」という案もあったが「会議」の方がゆるやかな印象であるとして、ひとまず「名立魅力発信会議」で立ち上げることとなった。今後良い名称があれば変更したい。

引き続き、記念講演

名立魅力発信会議 記念講演

「外から見た上越市名立区の魅力」

講師：タビビヨリ代表 玉井 里香 氏

■講演内容

- ・ 外から見た名立の魅力※講師が実際に見て感じたもの
- ・ 情報発信（SNS）における効果的な手法など

■質疑等

- ・ 定期開催するイベントでボランティアの集客が伸び悩んでいるが、インスタで解決する方法はあるのか
- ・ ショート動画を見て、実際に訪れている人がどれくらいいるか知りたい

■名立区に関するインスタを投稿するならどこがいいか

発会式の様子



【会長挨拶】



【参加委員】



【名立魅力発信会議役員（会長・副会長）の紹介】

記念講演の様子



【記念講演の全体】



【開始直後】



【講師】



名立魅力発信会議（仮称） 発会式

“名立の魅力を未来につなぐ”

令和 8 年 8 月 22 日（土）

午後 4 時から

名立地区公民館



【不動山（不動地区）】



【日本海（北部地区）】

■名立魅力発信会議（仮称） 発会式 次第

1. 開 会

2. あいさつ

名立魅力発信会議(仮称)準備会 会長 原 田 秀 樹
(名立区地域協議会 会長)

3. 議 事

- 第1号 名立魅力発信会議（仮称）の設立確認（設立宣言の採択）について …資料1
- 第2号 名立魅力発信会議（仮称）の規約について …資料2
- 第3号 役員の承認について（会長あいさつ） …資料3
- 第4号 令和8年度事業計画・予算（案）について …資料4・5

4. 報告事項

- (1) 運営委員の報告 …資料6
- (2) 事務局の指定 …資料7

5. 閉会のあいさつ

6. 閉 会

名立魅力発信会議（仮称）

設立宣言（案）

名立町の時代は、今より子どもの数も多く、小学校や地域行事には多くの住民が参加していました。海と山には豊かな自然があり、これらを活かして農業や漁業、建設業で働く人も多くいました。また、「鮮魚の青空せり市」や「サケのつかみ取り」、「大鍋まつり」といったイベントには、町内外から多くのお客様がいらしていました。さらに、シーサイドパーク名立やうみてらす名立も開設され、数十万人の方が立ち寄る観光交流施設として発展しています。

しかし、時代は令和に代わり、全国的に少子高齢化が加速する中、名立区では観光協会が解散し、かつて賑やかに行われた「鮮魚の青空せり市」や「サケのつかみ取り」などのイベントも行われなくなって、うみてらす名立だけが、交流人口を集客する”砦”となっています。また、進学や就職による若者の区外への流出も、一向にやみません。

今、名立区を外部に発信することは、途絶えているかのように見えます。しかし、海や山の豊かな自然はその場変わらずあります。この頃は、SNS を通じて、その豊かな資源から、名立区のヒト・モノ・コトを発信する方も多くなりました。愛着を持ち、名立区を知って欲しいと思っている方が、潜在的にいらっしゃるのだなと感じます。力強く思います。そんな方々と、区内の各種団体・機関が一緒になって、「名立区っていいよ、美味しいよ、安心して住めるよ」と発信できればいいなと思います。名立区の多くの皆さんから、「名立魅力発信会議」に集まっていただき、名立区内外に、名立区の良さ、魅力を発信していこうではありませんか！

こんな想いを強く持ち、行政や住民、団体・機関などが集い、「名立魅力発信会議」を設立します。

令和 8 年 8 月 22 日

名立魅力発信会議（仮称）発会式 出席者一同

活動の経緯

期 日	会 議 名 等	内 容
令和7年4月22日	名立魅力発信会議準備会 (名立の魅力発信に係る情報交換会)	・地域協議会の検討状況について ・一般社団法人山と海の環り舎との意見交換
令和7年8月7日	名立魅力発信会議準備会 (第1回名立の魅力発信に係る意見交換会)	・名立区地域協議会会長あいさつ、趣旨説明 ・自己紹介 ・名立の情報発信の状況確認 ・意見交換
令和7年12月22日	名立魅力発信会議準備会 (第2回名立の魅力発信に係る意見交換会)	・前回のおさらい、今後の進め方 ・うみてらす名立における情報発信について ・意見交換
令和8年6月18日	名立魅力発信会議準備会 (第3回名立の魅力発信に係る懇談会【ワクワク妄想会議】)	・名立の魅力発信に係る母体の立ち上げについて ・今後のスケジュールについて
令和8年7月23日	名立魅力発信会議準備会 (第4回名立の魅力発信に係る懇談会【ワクワク妄想会議】)	・名立魅力発信に係る意見交換等 ・これまでの経過と今後の予定(案)
令和8年8月6日	名立魅力発信会議準備会 (第4回名立の魅力発信に係る懇談会【ワクワク妄想会議】)	・名立魅力発信に係る意見交換等 ・名立魅力発信会議(仮称)発会式に向けて
令和8年8月22日	名立魅力発信会議(仮称)発会式	

名立魅力発信会議 規約（案）

（会の名称）

第 1 条 この会は、名立魅力発信会議（以下「本会」という。）と称する。

（目 的）

第 2 条 本会は、名立区の豊かな自然環境や歴史、文化、地域に根差した産業や人々の暮らしなどの魅力を地域内外へ効果的に発信し、名立区の魅力を再発見することや地域への愛着や誇りの醸成を図ることで、持続可能な地域づくりに寄与することを目的とする。

（活 動）

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- （１）住んでよし訪れてよしの名立区の魅力をインターネット等新しい技術も活用しながら発信する。
- （２）名立区の魅力を活用したイベントやキャンペーンを企画・実施する。
- （３）名立区の魅力の源となる地域資源等の調査を行う。
- （４）その他本会の目的を達成するための活動

（活動の原則）

第 4 条 本会の活動に参画する者は、それぞれの役割を最大限発揮し、活動に伴う効果や利益を等しく享受し合いながら、積極的に連携・融合して活動しなければならない。

（組 織）

第 5 条 本会は、名立区の住民及び関係機関・団体等本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

（役 員）

第 6 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 人
副会長	2 人
運営委員	15 人以内
監 事	2 人

- 2 役員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、後任者が選出されるまで在任する。
- 3 欠員により補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長及び副会長は、運営委員会で選出し総会で承認する。
- 5 監事は、くびきの商工会名立支所及び上越市名立区農業振興協議会から選出し総会で承認する。

6 運営委員は、別表に掲げる者のうちから選出し総会に報告する。

（役員の任務）

第7条 会長は、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときにはその職務を代行する。

3 運営委員は、会務の運営にあたる。

4 監事は、会計を監査する。

（組織体制）

第8条 本会は、総会と運営委員会で構成する。

（総 会）

第9条 総会は、会長が招集して年1回以上開催し、次の事項を審議する。

- （1）規約の制定及び改廃
- （2）本会議の活動方針
- （3）事業計画及び予算
- （4）事業報告及び決算
- （5）その他会長が必要と認めた事項

（運営委員会）

第10条 運営委員会は、会長が招集して必要により開催し、次の事項を審議するとともに、その活動にあたる。

- （1）総会に付議する事項
- （2）事業計画・会務の運営に関する事項
- （3）その他会長が必要と認めた事項

（会 計）

第11条 本会の経費は、補助金及び寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 本会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（会の事務局）

第12条 本会の事務局は、名立区内の会長が指定した場所に置く。

（委 任）

第13条 この規約に定めるもののほか、本会議の運営等について必要な事項は、会長が運営委員会の意見を聞いて別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和8年8月22日から施行する。
- 2 設立初年度の会計年度は、この規約の施行の日から令和9年3月31日までとする。

別表（第6条関係）

選 出 母 体	定 数
(1) 名立区地域協議会	1人
(2) 名立区総合事務所	1人
(3) くびきの商工会名立支所	1人
(4) NPO法人まちづくり未来ネット・名立	1人
(5) 名立区町内会長協議会	1人
(6) 北部地区振興会	1人
(7) 下名立地区振興協議会	1人
(8) 上名立地区振興協議会	1人
(9) 輝く里不動の会	1人
(10) 上越市名立区農業振興協議会	1人
(11) うみてらす名立	1人
(12) その他会長が必要と認める者	必要と認める数

役員の承認について

この会の設立当初の会長、名立魅力発信会議準備会の会長にあてさせていただきたい。

区 分		氏 名	
会 長	1 名	原 田 氏	
副 会 長	2 名	松 井 氏	沢 田 氏
監 事	2 名	畑 氏	竹 田 氏

令和8年度事業計画(案)について

- ・ 名立区の豊かな自然環境、歴史と文化、地域に根差した産業や人々の暮らしなどの魅力を地域内外へ効果的に発信することを実施するための会議を発足し、また会議の発足に伴うためのキックオフイベントを行う。
- ・ 令和9年度に向け、名立区の豊かな自然環境、歴史と文化、地域に根差した産業や人々の暮らしなどの魅力を地域内外へ効果的に発信すること具体的な形にするための事業を計画する。

令和8年度事業計画(案)

実施月日 (予定)	行事等	内 容
8 月 22 日	・名立魅力発信会議(仮称)発会式 ・キックオフイベント (会場:名立地区公民館)	・名立区の豊かな自然環境、歴史と文化、地域に根差した産業や人々の暮らしなどの魅力を地域内外へ効果的に発信するための会議を発足する。 ・「長野県から見た上越市名立区の魅力」をテーマとした講演会 (講師:タビビヨリ代表玉井里香 氏)
9 月	運営委員会	新しい市の補助事業を活用しながら、令和9年度に向け、名立魅力発信に係る事業の計画をつくる。
10 月	運営委員会	新しい市の補助事業を活用しながら、令和9年度に向け、名立魅力発信に係る事業の計画をつくる。
	名立大鍋まつりの参加 (うみてらす名立)	10月24日(土)、25日(日)開催予定の大鍋まつりに参加し、名立魅力をPRする。
3 月	運営委員会	令和9年度の総会に向けた内容の検討等

令和8年度予算書（案）

■収入

(単位:円)

目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	説明
1 会 費	30,000	0	30,000	会員 1,000円×30人
2 補 助 金	30,000	0	30,000	市独自予算事業補助金
3 雑 入	1,000	0	1,000	預金利子ほか
計	61,000	0	61,000	

■支出

(単位:円)

目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	説明
1 事 務 費	15,320	0	15,320	紙代、コピー代
2 事 業 費	37,120	0	37,120	講師謝金 15,000
				講師旅費 22,120
3 役 務 費	7,560	0	7,560	切手代(会議資料送付等) 3,960
				保険代(イベント参加) 3,600
4 予 備 費	1,000	0	1,000	
計	61,000	0	61,000	

※支出予算の各項目の金額は、流用できるものとする。

資料6

報告事項

別表（第6条関係）

名立魅力発信会議(仮称) 運営委員名簿（案）

No.	氏 名	選 出 母 体	備 考
1	原田 氏	名立区地域協議会	
2	沢田 氏	名立区総合事務所	
3	宇田 氏	くびきの商工会名立支所	
4	松井 氏	NPO法人まちづくり未来 ネット・名立	
5		名立区町内会長協議会	
6	平原 氏	北部地区振興会	
7	片桐 氏	下名立地区振興協議会	
8	室橋 氏	上名立地区振興協議会	
9	久保埜 氏	輝く里不動の会	
10	松本 氏	上越市名立区農業振興協議会	
11	小林 氏	うみてらす名立	
12	二宮 氏	芸能保存会	
13	二宮 氏	名立区地域協議会	
14	細谷 氏	名立区地域協議会	
15			

報告事項

資料7

事務局の指定について

選出母体
一般社団法人山と海の環り舎